

令和2年11月24日掲示

関係業者 各位

入札依頼

以下の通り、一般競争入札に付します。

■担当者：第2事業部業務国際課 北村（TEL：03-3519-2703／E-MAIL：gyoumukokusai@jpaa.or.jp）

(1)依頼業務	農林水産分野における知的財産特設サイトの構築制作
(2)仕様	添付仕様書でご確認ください
(3)発注及びデザイン案の予定日、電子データの有無	令和3年1月上旬 無・ <input checked="" type="checkbox"/> （PDF、ai形式）
(4)納期・納品	<ul style="list-style-type: none">・納期 令和3年1月下旬 (デザイン打合せ1回、校正3回程度を予定／打ち合わせはWEB会議もしくは対面による。)・納品<ul style="list-style-type: none">(1) サイトトップページ、下層ページ8ページ程度 ※HTMLをFTPでアップロードできる状態で納品ください※弊会ホームページ保守・運用会社との連携が必要です(2) バナー（メインバナー（PC版・SP版）、小バナー（PC版））、各1枚
(5)選定基準	<ul style="list-style-type: none">・総合評価落札方式
(6)見積書等の提出	<ul style="list-style-type: none">・期限：令和2年12月14日（月）12時・提出物：<ul style="list-style-type: none">①見積書②提案書③会社パンフレット（初めて入札される方）。 <p>見積書を入れた封筒に「見積書 業務国際課 農林水産知的財産対応委員会 担当宛」と明記の上、日本弁理士会（弁理士会館）の入札箱に投函、または期限日必着で郵送。</p>
(7)提出先	〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-2-6 東京俱楽部ビル14階 日本弁理士会 第2事業部 業務国際課 北村宛
(8)備考	<ul style="list-style-type: none">・特設サイトのデザインに係る著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）については、日本弁理士会に譲渡し、該デザインに係る著作者人格権については、行使しないことを約束させていただきます。なお、著作権譲渡の対価は、上記見積書の金額に含まれるものとします。・見積条件は上記のとおりですが、ご提案等ございましたら、見積書に添付してください。・落札金額や落札業者の情報は開示いたしませんのでご了承ください。・過去に当会と取引のない業者様が落札した場合、反社会的勢力と関係がないことを示す誓約書をご提出いただきます。

仕様書

1. 特設サイト開設の目的

弁理士法改正において、特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（地理的表示法）及び種苗法にかかる各申請に関する代理手続の標準業務化を実現することを推進する現状にあるため。

2. 特設サイト掲載コンテンツ案

① 農林水産知財のお悩み相談

※Q&A集、社長の知財のあるあるシーンシリーズのような位置づけ

参考 URL (<https://www.jpaa.or.jp/shacho-chizai/#about>)

[1 - 1] ブランドの保護

■農林水産ブランドを保護する制度

※商標(通常・地域団体)、GI の概要説明

※地域団体商標登録後の管理・ブランド化

■海外で地理的表示を保護するには

※各国での登録と相互保護の概要

※EU の GI 制度

※ASEAN の GI 制度

■地理的表示の保護を巡るヨーロッパ vs アメリカの対立

[1 - 2] 優良品種の保護

■優良品種は保護したい

※国内外の侵害的事例の紹介(シャインマスカット等海外事例、いぐさ等国内事例)

■優良な品種の例、活用事例など(インタビュー、ヒアリングをベースに)

■優良な新しい植物品種を保護する制度

※品種登録制度(種苗法)の概要説明、特許法でも保護される場合

(品種名称と商標の関係)

■どのように品種登録されるのか

※出願、審査の実際、栽培試験の様子(試験場のヒアリングなどをベースに)

■育成者権とは

※権利範囲の考え方、侵害対応、判例紹介

[1 - 3] スマート農業、ICT、AI・データ契約における知財活用

■スマート農業、ICT事例紹介

■AI・データ契約の注意すべきポイント

[1 - 4] 生産効率化・品質管理・マーケティング

■機能性表示食品、新JAS、GAP（農業生産工程管理）、HACCP等

※上記と他の知財とのミックス

② 農林水産知財相談窓口の紹介と相談受付

③ 名産品・ヒット商品の知財活用

※事例紹介的位置づけ ヒット商品はこうして生まれた的な内容

④ 農林水産知財における弁理士のお仕事

※社長の知財の弁理士のお仕事徹底解剖に相当

⑤ 農林水産知財リンク（資料集）

※パテント記事、解説記事、ガイドライン、セミナー資料等を掲載

（弁理士会の現サイトの特実・意匠・著作権リンク的な構成）

3. その他

開設当初から上記のコンテンツをすべて盛り込むことは難しいため、まずは、「『知財』でつくる農林水産業の明るい未来」のパンフレットをベースとしてアレンジしたコンテンツをアップすることを検討している。当該パンフレットの分量に、農林水産知財相談窓口のコンテンツを加えると、7～8ページ程度になることが予想される。

[添付資料]

- ・パンフレット「『知財』でつくる農林水産業の明るい未来」

以上

「知財」でつくる 農林水産業の明るい未来

—農林水産ビジネスは「知財」で高収益化できる—





知的財産を活用したアグリビジネス

みかん生産者の亜久里さんは、産地の風土に適し、収穫量と風味を向上させたみかんの**新品種（育成者権）**を開発し、試行錯誤のうえ独自の**栽培方法（ノウハウ／特許）**を確立させました。そして、このみかんに「亜久里みかん」という**ブランド（商標）**を付けました。

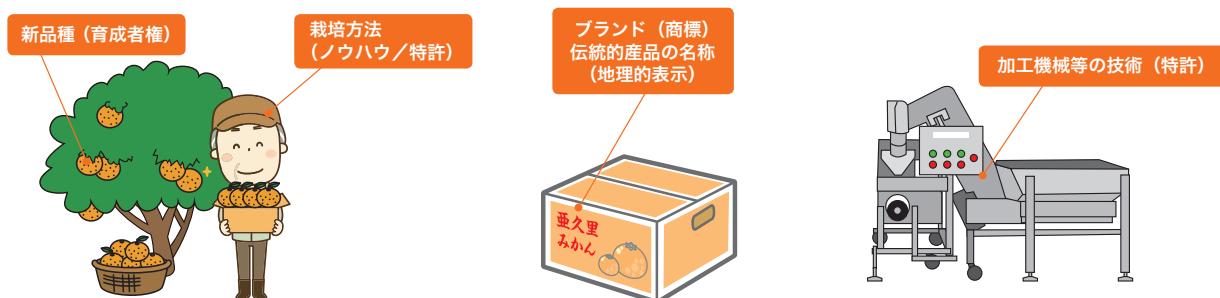
亜久里さんは、亜久里みかんの風味をそのまま残して果汁に加工するのに最適な**加工機械と冷凍保存技術（特許）**を他社から導入し、品質の高い果汁を安定して通年供給できる体制を築きました。

そうしたところ、亜久里みかんの果汁は、大手食品メーカーの原材料として採用され、様々な加工品が全国の小売店に並ぶこととなり、亜久里みかんの名前も全国に知れわたりました。また、これに伴い海外への輸出の道も開けました。

新品種開発から時は流れ、地域では亜久里みかんを栽培する農家も増え、今では亜久里みかんは**地域を代表する伝統的產品の名称（地理的表示）**として知られるようになり、地域振興にも一役買っています。

このお話はフィクションですが、一連の事業活動の中で、知的財産を適切に組み合わせて活用（知財ミックス）することで、アグリビジネスの成長を加速させることは実際に可能です。

知的財産の例



農林水産物ブランドと商標

1. 商標制度の概要

(1) 商標とは

商標とは、自分の商品やサービスを他人のものと区別するための目印として使用されるネーミングやロゴ等のマークのことです。例えば、次のようなマークが挙げられます。

ネーミング	ロゴマーク	キャラクター	認証マーク
ゆめぴりか (商品:米)			

[出典] 商標登録公報

(2) 商標登録とその効果

使用予定の商品・サービスについて商標を特許庁に登録することにより、その商品・サービスについて登録商標を独占的に使用できる権利（商標権）を得られます。

適切な商標権を確保することにより、次のような効果が期待できます。

①長期視点でのブランド育成が可能

商標権を持たずに事業を行うと、他人の商標権を侵害してしまい、自分のブランドを後から変更しなければならなくなる事態も起こります。このようなことになると、それまでのブランドへの投資が無駄になってしまい大変非効率です。

自ら適切な商標権を確保しておけば、商標を使い続けられる権利が保証されますので、安心してブランドへ投資することができ、長期的な視点からブランドを育てていくことが可能となります。

②模倣品排除によるブランド価値の維持

食の安全に対して消費者はとりわけ敏感ですので、食品の模倣品を放置すると、ブランド価値が回復不能なまでに傷つくこともあります。

商標権を確保し、差止や損害賠償請求等の法的措置を通じて模倣品を排除することで、差別化されたブランド価値を守ることができます。

(3) 登録できる商標

商標登録のためには、主に次の要件を満たしていることが必要です。

①識別力を備えていること

商標は、自己と他人の商品やサービスを区別させるための目印ですので、目印として機能するだけの特徴（これを「識別力」といいます。）を備えていることが必要です。

例えば、野菜のレタスについて「レタス」、「茨城レタス」、「ふわふわレタス」等の言葉は、それぞれ単なる商品の「普通名称」、「産地と普通名称の組み合わせ」、「品質と普通名称の組み合わせ」と理解され、商品を区別させる目印としての特徴を備えていないため、商標登録は原則として認められません。

②他人の先願商標と類似しないこと

先に出願されている他人の商標と類似する商標は、他人の商標権を侵害することになりますので、商標登録は認められません。

(4) 地域団体商標

地域の特産品の商標は、「三ヶ日みかん」のように「地域名+商品の普通名称（又は慣用名称）」という構成からなるものも多いですが、このような構成の商標は、原則として識別力を欠くため登録が困難です。

しかしながら、地域ブランドの保護充実のために登録要件を緩和した「地域団体商標」という制度が存在します。上記のような構成の商標であっても、商標がある程度有名になったうえで、一定の要件を満たせば、例外的に登録が認められます。現在600件を超す商標が地域団体商標として登録されています。

地域団体商標として登録されれば、「地域団体商標マーク」を使用して、地域ブランドであることを消費者へアピールできることもメリットです。



地域団体商標マーク

2. 事例で見る農林水産物ブランドと商標

(1) ブランド化と販売価格向上

【ブランド化された产品と一般的な产品的価格差】

ブランド	同種产品との価格差
夕張メロン (商標登録第 2591067 号)	1.7 倍
関あじ (商標登録第 5005587 号)	9.4 倍

[出典] 内閣府「地域の経済 2017 第2章第2節『地域ブランド』の経済分析」

商標制度も活用しつつ、ブランド育成に成功すれば、產品に価格プレミアムをつけて取引することができます。中には同種の產品と比べて10倍近くの高値で取引される產品もあります。

(2) 加工品へのブランド拡張

一次產品のブランドをその加工品にも使用することで、確立したブランドを効率的に活用することができます。しかし、加工品について商標登録を確保していないと、他人が商標を登録してしまい、一次產品のブランドを加工品に展開できないこともあるため、あらかじめ、加工品への展開も視野に入れて商標登録を確保しておくことが重要です。

ブランド	解説
スカイベリー (商標登録第 5519465 号等)	「スカイベリー」商標は、イチゴだけでなく、菓子や飲料等にも商標を登録し、ワッキーや飲料、調味料等の多様な商品に「スカイベリー」ブランドを展開。

(3) 模倣品問題

日本の農林水産物のブランドは、国内外を問わず模倣が行われています。これらの模倣を放置すると、ブランドへの信頼が著しく毀損されてしまうため、商標権行使を含めた様々な対策を駆使して、ブランド模倣に迅速に対応していく必要があります。

なお、海外でのブランド保護・権利行使のためには、その国で権利を取得する必要があります。

地域ブランド	解説
飛騨牛 (商標登録第 5056350 号)	岐阜県内の精肉店が、県外産の牛肉を「飛騨牛」と偽り販売。
夕張メロン	タイにおいて、夕張メロンではないメロンが「夕張日本メロン」として流通。

(4) 抜け駆け商標問題

特に海外において、日本の農林水産物ブランドが、無関係の第三者により商標登録される事案が頻発しています。これを放置すると、海外へ產品を輸出する際に現地で差し止められてしまう可能性があるため、第三者の登録に対する取消請求や自身による海外での商標登録確保等の対策を講じる必要があります。

抜け駆け商標	解説
夕張麦伦	夕張メロンを想起させる商標を中国企業が登録して販売。 (中国商標登録第 15553998 号) ※「麦伦」は「メイルン」と読まれる。
AOMORI	中国企業が「AOMORI」を出願したが、青森県や県商工会議所等が一丸となって異議を申し立てた結果、登録の阻止に成功。 (中国出願第 21121415 号)



地理的表示 (GI 登録)

1. 地理的表示制度 (GI 登録) の概要

(1) 地理的表示 (GI: Geographical Indication) の定義

地理的表示とは、農林水産物・食品等の名称で、その名称から当該産品の産地を特定でき、産品の品質等の確立した特性が当該産地と結び付いているということを特定できる名称の表示をいいます。「特定農林水産物等の名称の保護に関する法律 (GI 法)」として平成 27 年 6 月から施行されています。

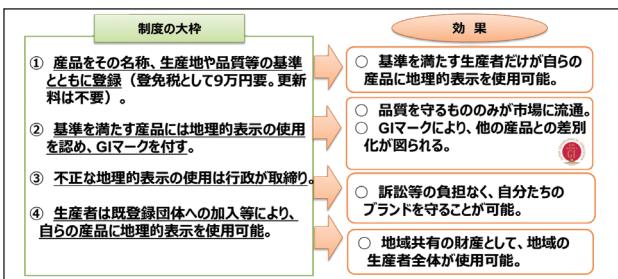
なお、酒類に関する地理的表示は、「酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律」に基づき、国税庁の管轄する別制度で保護されます。

(2) GI マーク

GI マークは、登録された産品の地理的表示と併せて付すものであり、産品の確立した特性と地域との結び付きがみられる真正な地理的表示産品であることを証するものです。

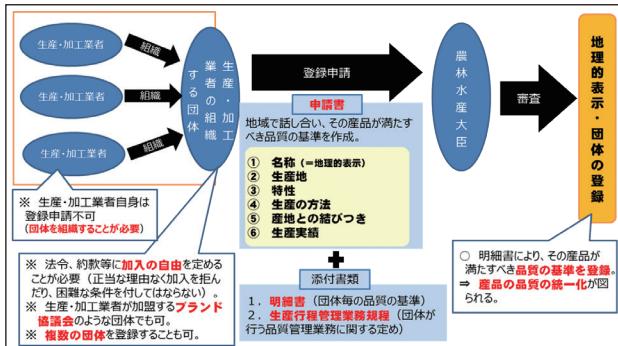


(3) 地理的表示 (GI 登録) 保護制度



[出典] 農林水産省食料産業局「地理的表示 (GI) 保護制度」
http://www.maff.go.jp/j/shokusan/gi_act/

(4) 地理的表示の登録手続き



[出典] 農林水産省食料産業局「登録申請手続」
http://www.maff.go.jp/j/shokusan/gi_act/process/index.html

(5) 不正使用への対応

- 不正表示に関する通報を農林水産大臣にすれば、農林水産大臣は不正使用を行っている生産・加工業者に対し不正表示の除去又は抹消を命令します。よって、訴訟費用が不要です。
- 輸入業者により輸入された地理的表示の付された模倣品の譲渡等を禁止しています。
- 従わない場合は罰則が科されます。

(6) 我が国での地理的表示 (GI 登録) の効果

- 地理的表示の保護により、模倣品が排除されるほか、取引の拡大や価格の上昇、扱い手の増加等、地理的表示の登録をきっかけとした効果が表れています。
- 生産者団体が自ら産品の価値を再認識し、品質管理の重要性の認識や、より良い産品を生産しようとする意欲が高まる等、前向きな効果があります。
- 不正使用に対して行政が取締りを行うことで、生産者にとっては、訴訟等の負担なく、自分たちのブランドの保護が可能です。
- 真の日本の特産品の海外展開に寄与します。

(7) 海外における日本の地理的表示の保護

- 海外における地理的表示の保護が国家間の国際約束によつても実現可能です。
- 外国で我が国の地理的表示を効果的に保護することができ、我が国生産者の地理的表示の維持・管理の負担軽減、ひいては外国での我が国農林水産物のブランド化ができます。

2. 地理的表示 (GI 登録) の例

- 地理的表示は 66 件 (平成 30 年 8 月 6 日現在) 登録されています。

名 称	写 真	効 果
夕張メロン		タイで「夕張日本メロン」と表示した模倣品のメロンが流通していたが、日本で GI 登録されている旨の警告を行ったところ、名称の使用が中止されました。
八女伝統本玉露		GI 登録の際に栽培方法を明確化する必要から、品質管理体制も強化されました。これにより、登録の前年比 11% の販売単価向上を果たしました。
伊予生糸		GI 登録を契機にメディアで取り上げられたことで、生産者は誇りを感じ、また、養蚕への新規就農者もありました。
鳥取砂丘らっきょう		生産者の高齢化により出荷量が減少傾向にありましたが、GI 登録が生産者の生産意欲を刺激し、生産量が増加しました。また、GI 登録後のメディアでの報道も影響して、販売単価が向上し、販売額は登録の前年比 3 割増となりました。
八丁味噌		八丁味噌は GI 登録がされたものの、現在登録生産者団体と老舗生産者との間で対立が見られます。その一方で、中国で「八丁」が中国企業により商標登録されている事態が起きていました。地域ブランド保護のために、いち早く生産者が一枚岩となつて、対応していくことが必要です。

[出典] 農林水産省食料産業局「登録產品一覧」
http://www.maff.go.jp/j/shokusan/gi_act/register/index.html



植物新品種の保護（品種登録と育成者権）

1. 品種登録制度の概要

(1) 品種登録とは

花や農作物、果樹等の植物の新品種を育成した人が、その新品種について品種登録を受けることで、独占的な権利（育成者権）が与えられます。育成者権が発生すると、その権利者（育成者権者）は、一定期間、登録した新品種の種苗そのものや、収穫物、一定の加工品を独占的に利用でき、生産や販売を行ったり、権利を他人に譲渡したりすることもできるようになります。また他の人に、育成者権に基づいて、その品種の生産等をすることを許諾すれば、許諾料（ライセンス料）を受けとることもできます。

(2) 制度の概要

品種登録できる対象植物は、農産物、林産物及び水産物の生産のために栽培される種子植物、しだ類、せんたい類（コケ類）、多細胞の藻類（ノリやコンブ等）や一定のきのこ類です。

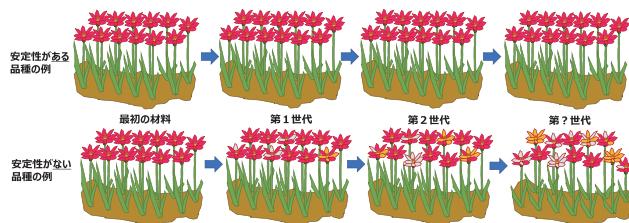
登録を受けるためには、①区別性、②均一性、③安定性、④未譲渡性、⑤名称の適正性*といった要件を満たす必要があります。

* ①区別性・・・既存品種と、重要な形質（形状・色等に関わる特性）で明確に区別できること

②均一性・・・同一世代でその形質が十分に類似していること（播いた種子から全て同じものができること）



③安定性・・・増殖後も形質が安定していること（何世代増殖を繰り返しても同じものができること）



④未譲渡性・・・出願日から1年さかのぼった日より前に出願品種の種苗や収穫物を譲渡していないこと（なお外国での譲渡は4年（永年性植物は6年））

⑤名称の適正性・・・品種の名称が既存の品種や登録商標と同一又は類似したものでないこと

2. 品種登録の例

品種登録

植物種：Vitis L.（ブドウ属）
品種名「シャインマスカット」
(品種登録第 13891 号)



品種の特徴と活用

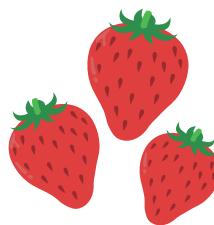
大粒で食味が良く、種がなく皮ごと食べることができる。
東北から九州まで広く普及し、全国規模で生産が拡大。

育成者権の海外展開の必要性

「シャインマスカット」の苗木が、中国等海外に流出し、海外で無断に栽培生産された事例が報告されています。無断栽培の成果物の日本への逆輸入による被害の他、海外の潜在的マーケットの喪失等の問題が指摘されています。いちご品種の韓国での無断栽培についても同様の指摘がされています。

このような場合、海外で品種登録（海外での育成者権取得）を行うことが対策の一つとなります。

植物種：Fragaria L.（イチゴ属）
品種名「福岡 S6 号」
(品種登録第 12572 号)



「育成者権」と「商標権」とをミックスして活用

商標登録：「あまおう／甘王」
(商標登録第 4615573, 4904223, 5417885 号)

【知財ミックスのメリット】

登録商標を更新することにより、「あまおう」ブランドの永続的な使用が可能

品種を変更した場合も「あまおう」ブランドの使用が可能

種苗や果実だけでなく、果実飲料や果実酒等の加工品分野についてもブランド展開しやすい

植物種：Gentiana L.（リンドウ属）
品種名「ラブリーアシロ」
(品種登録第 10424 号) ほか多数



「育成者権」と「商標権」とをミックスして活用

商標登録：「安代りんどう」「ASHIRO-RINDO」等
(商標登録第 5173992 号ほか)

【知財ミックスのメリット】

安代りんどうブランドの確立

登録商標を更新することにより、「安代りんどう」ブランドの永続的な使用が可能

育成者権の海外展開

海外での育成者権取得（品種登録）：例：ニュージーランド、チリ、EU

海外での商標登録：

例：ニュージーランド、チリ、EU、米国、中国

【育成者権の海外展開のメリット】

南半球（NZ、チリ）でも栽培し、輸出することにより周年供給体制を構築

海外での無許可栽培の防止、ブランドの無断使用、模倣防止に効果的

この他、品種登録や商標登録に加えて、輸送技術や温度管理ノウハウの蓄積・管理も、海外輸出の際に重要なポイントとなっています。



農林水産分野で「稼ぐ」特許

1. 特許制度の概要

(1) 特許とは

特許とは、形状や構造、組み合わせ、物性等で特定できる「物」の他、「製造方法」や「使用方法」等の新しい技術を「発明」した場合に、それら発明について特許庁へ出願し、審査を経ることにより得られる独占的な権利（特許権）をいいます。

(2) 特許取得の効果

的確な特許権を取得できれば、次のような効果が期待できます。

①商品やサービスについての長期独占が可能

新しい技術を用いた商品やサービスが市場で成功を収めると、決まって、同様の商品やサービスの提供を始める追随者が現れます。

ここで、自身の商品やサービスを的確に保護できる特許権を取得していれば、追随者の参入を抑制できるため、自身による商品やサービスの独占販売が長期（最長 20 年間）にわたり可能となります。

その間に、自身の商品やサービスに対する顧客からの信頼度が増し、ブランド化が図られることにより売上が更に向上します。そして、生み出された利益を新たな商品やサービスの開発へ投資する余力も増すこととなり、事業の成長を加速させることができます。

②競業他者の市場参入を遅らせることが可能

ある技術についての特許権を有している場合でも、その技術について代替技術が開発されてしまうこともあるため、商品やサービスの完全独占状態を維持することは容易ではありません。しかし、先に特許権を取得された競業他者は、新たに技術開発を行う必要があるため、どうしても後れを取ることになります。

その間に、自分が先行者として売上を得て、その利益をさらなる商品やサービスの開発に回し、新たな特許権を取得できれば、もはや競業他者は追いつくことができなくなります。

このように、競業他者を牽制する効果もまた、特許取得の大きなメリットとなり得るのです。

(3) 特許される発明

発明が特許されるためには、少なくとも次の要件を満たしていることが必要です。

①新規性を有していること

「新規性」とは、「新しさ」のことです。既に知られた発明や知られ得るような発明は特許されません。自ら発明を公開した場合も、一定の救済制度はあるものの、原則としては特許を受けられなくなるため、出願前にむやみに発明を公開しないことが重要です。

②進歩性を有していること

「進歩性」とは、「創作の高度性」のことです。いくら新しい発明であっても、例えば「そんなのは農業をやっていれば誰だって思いつくよ」という程度の発明は特許されません。

③先願であること

いくら「新規性」や「進歩性」を有している発明であっても、同じ発明について先に特許出願がされてしまっていたら、その同じ発明については後から特許を取得することができません。従って、いち早く出願を行うことも重要です。

2. 農林水産分野において「稼ぐ」特許

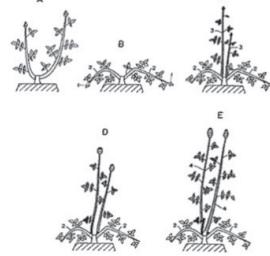
例えば、農林水産分野で「稼いでいる」特許には、下記のような特許があります。

(1) バラの切花栽培方法（特許第 2003777 号）

バラの株の枝葉部をアーチ状に折り下げる方法により株元に光が十分にあたり、高品質なバラが季節を問わず安定的に育つところに特長があります。

【特許技術活用のポイント】

世界 7 カ国（日本、オランダ、ドイツ、フランス、アメリカ、韓国、台湾）で特許が取得されています。また、この栽培法に関する研究会が設立され、その会員にのみ実施許諾がされる仕組みをとり、特許のライセンス料が徴収されています。



[出典] 特許第 2003777 号公報

【活用の効果】

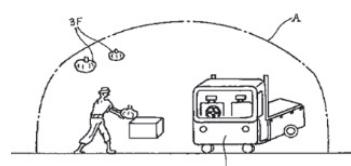
高品質のバラを安定的に出荷することができ、栽培農家に高い収益性をもたらしました。バラ切り花栽培面積において高いシェアを誇っています。

(2) カボチャの空中栽培法（特許第 2509148 号）

ビニールハウスの骨組みにネットを張り、ツルを這わせて空中で着果させ、幼果が網糸で損傷しないようにネットの内側に入れて完熟させるところに特長があります。

【特許技術活用のポイント】

秘匿化が難しい栽培方法等について特許が取得されています（特許第 2509148 号）。



[出典] 特許第 2509148 号公報

【活用の効果】

「空飛ぶパンプキン」という名称（商標登録第 2597162 号）を用いて一般のカボチャと差別化されて販売されています。

【活用の効果】

果実が地面に接触しないため変色・変形果が生じません。また、果実全体を俯瞰できるため熟期を確実に判断できます。

さらに、管理作業中に茎葉を損傷させることができなくなり、かつ立ち作業が多くなるため、管理・集荷作業が軽労化しました。



農林水産業におけるノウハウ（営業秘密）とその保護

1. ノウハウ（営業秘密）の概要

農林水産業の知的財産は、特許権、意匠権、商標権、育成者権、著作権等の知的財産権や地理的表示（GI登録）によって保護されるものだけではありません。

農林水産業に携わる皆さんが普段行っているちょっとした工夫や顧客リスト、地域のネットワーク等も、「ノウハウ（営業秘密）」と呼ばれる立派な知的財産です。特に近年、IoT農業を通じてデータ化されたノウハウが、海外へ流出してしまうという懸念が高まっています。

農林水産業におけるノウハウ例

◆技術上の情報

- ☆代々引き継がれてきた栽培方法 ☆施肥のタイミング
- ☆効率的な耕耘方法 ☆土づくりの工夫 ☆植物の品種
- ☆F1品種の種子親・花粉親 ☆蓄積された栽培データ
- ☆自分で編み出した肥料の量とバランス
- ☆施肥のタイミング ☆森林資源の管理法 ☆伐採方法
- ☆製材方法 ☆木材の利用法 ☆漁法
- ☆自分で工夫した漁具（漁網） ☆漁船・漁業機器
- ☆養殖技術（環境、作業方法）

◆営業上の情報

- ☆顧客リスト、取引先情報 ☆地域の人的ネットワーク
- 【出典】農林水産省「農ハクを守り活用して農業をビジネスに。」より一部抜粋

2. 事例で見るノウハウ（営業秘密）の保護と管理

（1）不正競争防止法による「ノウハウ」の保護

自らのノウハウは、特許権や育成者権等の知的財産権を有していないなくても、「営業秘密」として不正競争防止法によって保護される場合があります。特許等で権利化を図ると、内容が公開され、却って模倣を招くことがあるため、営業秘密として非公開のまま管理することがむしろ適切な場合もあります。

事 案	不正競争防止法
●従業員、従事者によるノウハウ流出	◆営業秘密の侵害行為 下記3条件を全て満たすことを条件に、営業秘密の不正取得行為等から保護されます。
●従業員や新規就業等で受け入れた従事者が、生産ノウハウを伝授してから間もなくして離職し、競業他者に転職することにより、先に伝授した生産ノウハウで作られた農林水産物が市場に出回ってしまった。	◇秘密保持性 ・秘密として管理されていること ◇有用性 ・有用な営業上又は技術上の情報であること ◇非公知性 ・公然と知られていないこと
●取引先・顧客リスト等の経営に関する情報が、従業員の転職、あるいは、在職中の故意行為によって競業他者へ漏洩してしまった。	

（2）先使用権による「ノウハウ」の保護

自己のノウハウと同じ技術について他者が特許を取得してしまうことがあります。その際、従前からそのノウハウを自分が有していることを証明できれば、「先使用権」を主張することができ、他者からの特許権行使に対抗することができます。

そこで、公証制度又はタイムスタンプを利用して、ある時点におけるノウハウの存在を証明できるようにしておくことが重要です。

◇公証制度

- ・ノウハウを公正証書として作成、確定日付の付与

◇タイムスタンプ

- ・ノウハウを電子文書として記録し、その存在日時を証明

先使用権の主張

ノウハウを他者が特許権として取得したとしても、無償の通常実施権が得られます。

（3）契約による「ノウハウ」の保護

技術提携契約は事業拡大に有効ですが、「秘密保持契約」を予め結び、ノウハウの利用範囲をコントロールする必要があります。

事 案	秘密保持契約
●大手IT事業者との技術提携契約により、自身の製造ノウハウを惜しみなく提供したところ、ノウハウがデータ化され、競業他者にもデータが提供されてしまい、結果として自己の売上減を招いてしまった。 ●提携先の従業員や職員が他の事業者に転職したり、独立したりすることにより、競業他者へ情報が流出してしまった。	下記の条項を入れた契約を予め結ぶという対策が必要です。 ◇秘密保持条項 ・ノウハウ流出防止のため第三者へ秘密情報の開示・漏洩を禁止する条項 ◇競業避免条項 ・契約期間中に同種若しくは類似の事業を行うことを禁止する条項 秘密保持、競業禁止の義務明確化

（4）種苗管理と知財ミックスによる高級ブランド化

夕張メロンは一代交配種であり、父親と母親の優れた性質を、その子一代に限り発揮する遺伝学上の特性を利用した品種です。夕張市から親の種子が市外に出ないように厳重に管理されています。

営業秘密としての「種苗管理」とあわせて、「商標登録」、「地理的表示（GI登録）」も活用して、知財ミックスによるブランド化も図られています。



夕張メロン

弁理士によるサポート



弁理士は、知的財産の専門家として次のようなサポートを行います。知的財産に関することは、弁理士までお気軽にご相談ください。

①知財戦略のアドバイス

事業活動における知的財産の活用法を、調査・分析を通じて提案し、アグリビジネスの経営戦略立案を知財面からサポートします。

②知的財産の権利化・管理のサポート

知的財産の権利化のために、権利調査や出願手続の代理を行います。また、ノウハウの管理も含む知的財産の管理方法についてのコンサルティングも行います。

③模倣品対策

模倣品調査、弁護士との協力による警告状の送付・差止や損害賠償請求、水際措置（輸出又は輸入差止）、その他関係当局への通報等の対応を行います。

④権利の利活用

権利の譲渡やライセンス交渉の代行、契約書作成のサポートを行います。

⑤海外対応

海外法律家とのネットワークを通じ、海外での権利化、模倣品対策をサポートします。

東京（本部）

電話番号：03-3581-1211（代）
URL：<http://www.jpaa.or.jp/>



北海道支部

電話番号：011-736-9331
URL：<http://jpaa-hokkaido.jp/>

北陸支部

電話番号：076-266-0617
URL：<http://www.jpaa-hokuriku.jp/>

東海支部

電話番号：052-211-3110
URL：<http://www.jpaa-tokai.jp/>

中国支部

電話番号：082-224-3944
URL：<http://www.jpaa-chugoku.jp>

九州支部

電話番号：092-415-1139
URL：<http://www.jpaa-kyusyu.jp>

東北支部

電話番号：022-215-5477
URL：<http://www.jpaa-tohoku.jp/>

関東支部

電話番号：03-3519-2751
URL：<http://www.jpaa-kanto.jp/>

近畿支部

電話番号：06-6453-8200
URL：<http://www.kjpaa.jp/>

四国支部

電話番号：087-822-9310
URL：<http://jpaa-shikoku.jp/>